

宝石サンゴの輸出をお考えの方へ

宝石サンゴの輸出に関しては、ワシントン条約附属書Ⅲに係わる制約があります。

必要書類としては、通常の申請書類に加え、①販売(譲渡)証明書(一定要件を満たした業者が発行したもの)、②誓約書(貴社で記入するもの)が追加となりますが、特に①販売(譲渡)証明書については、下記事項をご理解のうえ、入手・申請いただきますようお願い申し上げます。

1. ワシントン条約附属書Ⅲに基づく原産地証明書の概略

ワシントン条約は、1975年に発効した野生動植物保護のための国際条約で、正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)」と言い、略称は「CITES」です。

同条約第5条3項では、中国が自国産の下記宝石サンゴの輸出を制限しています。

よって、例えば、日本から下記の日本産宝石サンゴを輸出する場合、“中国産ではない”ということを証明する必要があります。次項2の文言を原産地証明書に記載し、日本産であることを証明することによって、逆説的に輸出制限に当たらないことを示します。

附属書Ⅲに記載されている宝石サンゴ

学名等	一般的和名等	輸出制限国
【FAUNA】 [PHYLUM CNIDARIA] [CLASS ANTHOZOA] 《GORGONACEAE》 〈Coralliidae〉 Corallium elaius Corallium japonicum Corallium konjoi Corallium secundum	【動物界】 [刺胞動物門] [花中綱] 《ヤギ目(海楊目)》 〈サンゴ科〉 モモイロサンゴ アカサンゴ シロサンゴ ミッドサンゴ	中国 中国 中国 中国

2. 原産地証明書に記載する文言

通常の前産地証明書の記載事項に加え、次の文言を記載する必要があります。



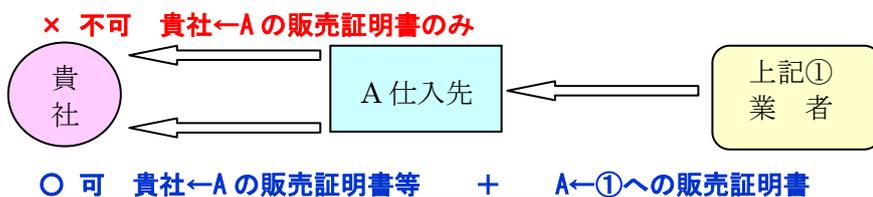
これらの文言は、同条約附属書Ⅲにおいて記載が求められている、①種の原産国、②対象貨物の由来(ソースコード)、③対象貨物を輸出する目的(パーパスコード)の3項目を表しています。記載が無い場合、仕向国での輸入通関時にトラブルが発生する場合があります。

3. 日本産であることを証明するための裏付け書類

上記の文言を原産地証明書に記載するには、日本産であることを証明する客観的な裏付け書類として、一定要件を満たした「販売(譲渡)証明書」が必要です。

一定要件を満たした、とは、次の①か②のどちらかに該当することが必須です。

- ①商品仕入先が、珊瑚原木入札会を通じて入手した事業者(珊瑚商工協同組合等の組合員)であること。
- ②商品仕入先が、遡れば①の事業者であることが確認できること。その場合は同事業者から仕入れた事実を証明できる書類の写しが必要となります。



◆注意！◆原産地証明書を発給できないケース

- ①日本産宝石サンゴ：上記3の①にも②にも該当せず、販売(譲渡)証明書が入手できない場合。
- ②外国産宝石サンゴ：産地、出所、入手経路等を証明する客観的資料(輸入許可証等)が無い場合。